

## 公益財団法人岡山県動物愛護財団犬又は猫不妊去勢手術費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い犬又は飼い猫に不妊手術又は去勢手術（以下これらを「不妊去勢手術」という。）を実施する者に対し、その手術費の一部を助成することにより、犬及び猫が不必要に繁殖することを防止し、人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 第4条に規定する動物病院において不妊去勢手術を実施した犬又は猫の所有者で、岡山県内に住所を有する者
- (2) 当財団が募集している「ふれあい動物友の会」に入会している者

2 前項の犬は、岡山県内において狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に定める登録を行い、助成金申請年度の狂犬病予防注射済票の交付を受けている犬でなければならない。

### (助成金の交付)

第3条 理事長は、対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

### (不妊去勢手術を実施する動物病院)

第4条 助成金の交付の対象となる不妊去勢手術を実施する動物病院は、岡山県内の動物病院に限る。

### (助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象の犬又は猫が雌の場合にあつては、7,000円とし、助成対象の犬又は猫が雄の場合にあつては、5,000円を限度とする。

ただし、不妊去勢手術費が助成金額未満のときはその手術費の額とする。

2 不妊去勢手術に係る助成は、当該年度1世帯あたり犬又は猫のいずれか1匹とする。

(交付の申請及び申請の期間)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬又は猫不妊去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、不妊去勢手術を実施する日の属する年度の5月21日から12月20日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定した上、犬又は猫不妊去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第2号）若しくは犬又は猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、必要な条件を付してこれを交付するものとする。

3 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、犬又は猫不妊去勢手術費助成金交付請求書（様式4号）を当該年度の1月31日までに理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第8条 理事長は、申請者が虚偽又はその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人の移行登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。